



## 固定資産税・軽自動車税種別割の減免申請は毎年必要です

次の要件に該当する場合は、固定資産税・軽自動車税種別割の減免を受けることができます。  
減免を受ける場合は、**納期限の7日前まで**に税務課または各支所へ減免申請書を提出する必要があります。  
**第1期の納期限は6月1日(月)ですので、申請期限は5月25日(月)です。**

### ●固定資産税

#### 減免を受けられるもの

- ①生活のための公私の扶助を受けている人が所有する固定資産
- ②公益のために直接専用する固定資産(有料の場合を除く)
- ③災害などにより著しく価値が減少した固定資産

#### 申請に必要なもの

減免申請書、印鑑、その他減免を必要とする理由を証明する書類



### ●軽自動車税種別割

#### 減免を受けられるもの

- ①生活のための公私の扶助を受けている人が所有する軽自動車
- ②身体や精神に障害があり、歩行が困難な人が所有し運転する軽自動車(等級などで制限あり)
- ③身体や精神に障害があり、歩行が困難な人のために生計を同一にする人が所有し運転する軽自動車(等級などで制限あり)
- ④身体障害者などの利用に役立てるため、車椅子の固定装置や昇降装置などの特別な構造変更がされている軽自動車

#### 申請に必要なもの

減免申請書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳など、運転免許証、印鑑、車検証、その他減免を必要とする理由を証明する書類

※自動車税種別割(県税)の減免と、軽自動車税種別割の減免を重複して受けることはできません。

減免申請書には個人番号の記入が必要です。また、個人番号と本人確認のため、減免を受ける方の個人番号カードもしくは通知カード、写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など)が必要です。  
**問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144**

## 市民税などの申告期間の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて国税(所得税など)の確定申告の期間が1カ月延長されました。これを受け、本市においても市・県民税の申告期限を、4月16日(木)に延長します。  
3月17日(火)以降の申告会場は、次のとおりです。

令和2年3月17日(火)～4月16日(木)

申告区分	申告会場
確定申告(所得税の還付・納付など)	庄原税務署
市・県民税申告	税務課・各支所市民生活係

※延長期間の3月17日～4月16日は、申告の内容により申告会場が異なります。  
※延長に伴い、提出した確定申告書および市・県民税申告書の内容が、令和2年度の個人住民税額や各種保険料などの算定に間に合わない場合があります。

**問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 0824-73-1146**

**次回予告** 来月は、「市税などの納付方法について」の予定です。

## 税のかわら版

このコーナーで1年間、税についてさまざまな情報を発信していきます。

## 軽自動車税が変わります

地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から軽自動車の取得時に課税されていた自動車取得税が廃止され、新たに『軽自動車税環境性能割』が創設されました。新車、中古車を問わず、取得価格が50万円を超える軽自動車に対して、燃費性能などに応じた税率で取得時に課税されます(次の表のとおり)。当分の間、広島県が徴収事務を行います。

対象車			税率	
区分	排ガス基準	燃費基準	自家用(注)	営業用
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、(以下、条件あり)天然ガス車、クリーンディーゼル乗用車			非課税	非課税
ガソリン車、ガソリンハイブリッド車	平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減達成車	(乗用) 令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
		(貨物) 平成27年度燃費基準+20%達成車		
		(乗用) 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
		(貨物) 平成27年度燃費基準+15%達成車		
		(貨物) 平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%

(注) 令和2年9月までに取得した自家用乗用車は表記の税率から1.0%軽減されます。

### 軽自動車税種別割

今までの軽自動車税は、軽自動車税種別割という名称に変更になります。税額の変更はありません。(次の表のとおり) 令和2年度軽自動車税種別割の納期限は、6月1日(月)です。

#### 原動機付自転車(原付)および2輪車など

車種	税額
第一種原付 50cc以下	2,000円
第二種原付 90cc以下	2,000円
第二種原付 125cc以下	2,400円
軽2輪 250cc以下	3,600円
2輪小型自動車	6,000円
小型特殊 農耕用(トラクター等)	2,000円
小型特殊 作業用(フォークリフト等)	5,900円
第一種原付ミニカー	3,700円
雪上車	3,000円
被けん引車(2輪) ボートトレーラー	3,600円

#### 3輪以上の軽自動車(初度検査年月に応じて税額が異なります)

車種	初度検査年月から13年目まで				
	初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両	初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両	令和2年度に適用となるのは初度検査年月が平成18年度以前の車両		
軽3輪車	3,100円	3,900円	4,600円		
軽4輪車以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽4輪車以上	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

この他に、環境負荷の小さい車両については、一年間限定で税額が軽減される制度があります(グリーン化特例)。詳細はお問い合わせください。**問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144**